

## 地域で子どもを育てる体験活動支援事業について(ご案内)

自治会等地域で子どもを育てる体験活動支援事業を実施します。

インターネットを活用した活動を計画される場合は、モバイルルーター、PCを貸し出します。

**NEW** 外国語活動及び国際交流活動等で小中学校に配置しているALT外国語指導助手の派遣を希望される団体は日時等を調整しますので、ご相談ください。(1団体につき1時間程度)

★補助を希望する団体は下記をご確認のうえ、申請してください。

【事業概要】 長期休業中に自治会等が行う3日以上の各種体験活動に要する経費を補助

【補助経費】 下記の経費の10分の10以内、**合計 上限4万円**

費目	補助対象額	上限額
指導者謝礼(1回あたり1,800円/人)	実費	合計 4万円
消耗品費(各種教材費等) 使用料・賃借料(入場料等) 旅費(鉄道費・ガソリン代) 印刷製本費(チラシ代等)	実費	

【支給要件】

1	事業主体	自治会、自治会PTA、地域の有志・団体 ※個人での申請は不可
2	参加者	地域の小学生、中学生(原則5人以上としておりますが、自治体の実状によります。)
3	体験活動の内容	1 自然体験事業(キャンプ、自然観察等)      4 交流事業(高齢者交流、国際交流) 2 生活体験事業(料理教室、宿泊体験等)    5 学習事業(長期休業中の自学支援等) 3 伝統文化継承事業(しめ縄作り等)        6 教育委員会が認める有益な体験活動

<過去の活動内容の一例>



学校の宿題



ホットケーキ作り



灯ろう作り

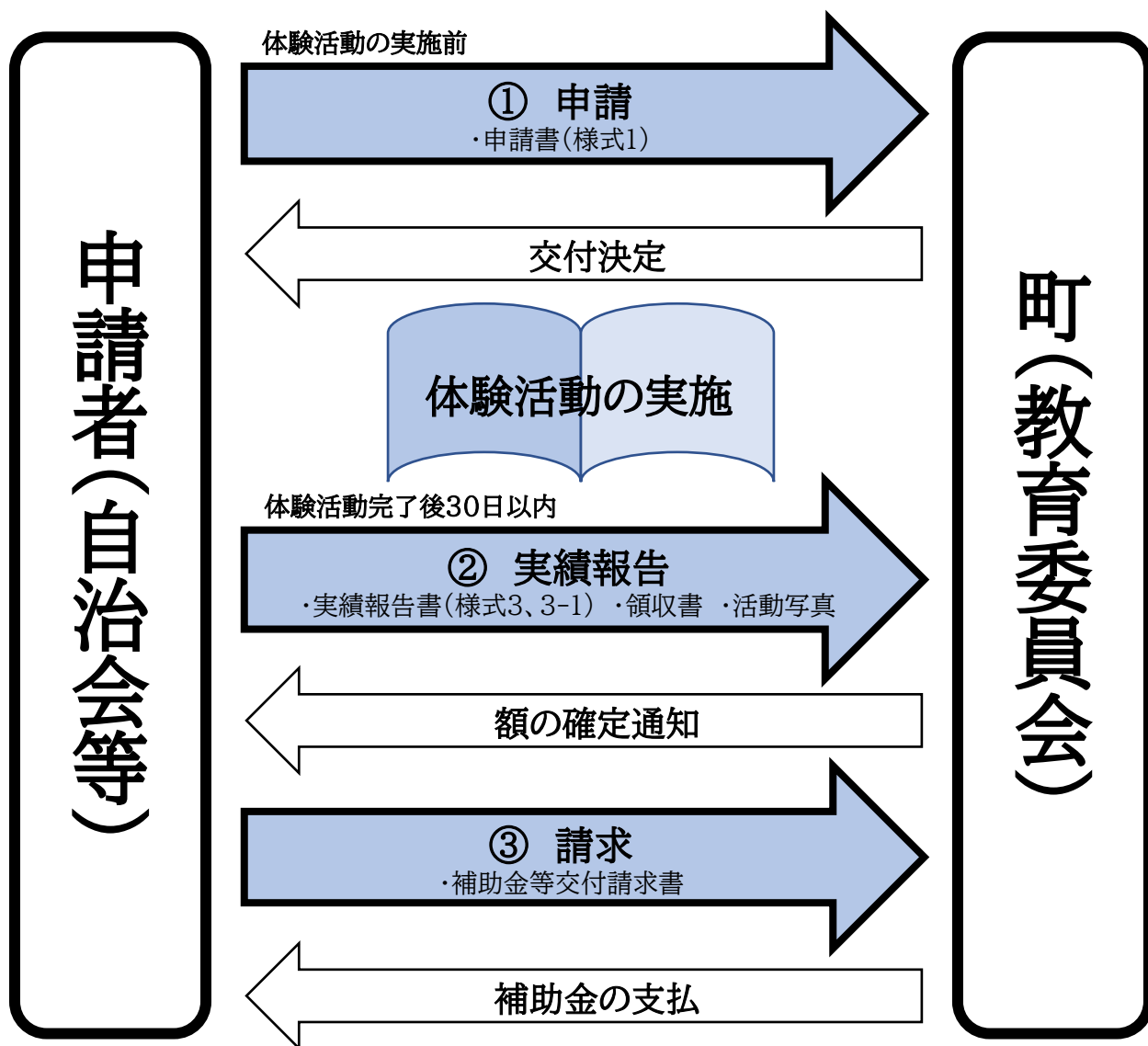


コマ作り

( → 裏面に続く )

【申請方法について】

- ・申請様式は、町ホームページからダウンロードも可能です。  
記入例をご参考ください。



※概算払い(前払い)を希望される場合は、申請時にご相談ください。

【注意点】

- ・申請は、各団体年間に1回のみ
- ・申請額は、実績報告額を下回らないように、よく検討し、申請してください。
- ・申請時に書類確認を行います。申請者の印鑑を持参してください。
- ・支払いは、銀行振込となります。町に債権者登録がない場合は、口座情報がわかるものと印鑑(認印可。ゴム印不可)を持参し、債権者登録をしてください。
- ・申請は「体験活動の実施前」、実績報告は「活動完了後30日以内」に行ってください。

【申請・問合せ先】

○活動内容が補助対象となるか不明な場合は、事前にご相談ください。

北栄町教育委員会事務局 教育総務課 学校教育室 ☎0858-37-5870